



地域資源を活かした農村の振興・活性化

～平成28年度食料・農業・農村白書から～



政府は、5月23日に「平成28年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化（第5節 都市農業の振興を除く。）」の部分を紹介します。

なお、白書の構成は次のようになっている。

はじめに

特集1. 日本の農業をもっと強く ～農業競争力強化プログラム～

特集2. 変動する我が国農業 ～2015年農林業センサスから～

第1章 食料の安定供給の確保に向けた取組

第2章 強い農業の創造に向けた取組

第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

第4章 大規模災害からの復旧・復興

第2章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

<p>トピックス 中山間地域農業にもっと強い光を ～地域の「宝」を活かした新たな挑戦～</p>

中山間地域は、豊かな自然や優れた景観等、平地にはない価値を有しており、これら地域資源を「宝」として活かし、創意工夫を凝らした農業を始めとした事業に取り組むことにより、所得を向上させていくことが重要です。

(中山間地域の現状と課題)

人口の1割、耕地面積と農業産出額の4割を占め、食料生産の場として、また、農業・

農村の有する多面的機能の維持・発揮等の面でも重要な役割を担う中山間地域は、傾斜地が多く存在し、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化が容易ではなく、平地に比べ営農条件面において不利な状況にあります。また、イノシシやサル等が生息する山林に隣接することから、農作物の鳥獣被害を受けやすい環境にあり、人口減少、高齢化、担い手不足等の厳しい状況に置かれています。

一方、中山間地域は清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等、平地にはない地域資源を有しており、これらを活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めています。

このことから、中山間地域においては、農地の集積・集約化等に必要な生産基盤の底

上げを図り、その上で地域資源という「宝」を活かし、創意工夫を凝らした農業を始めとした事業に取り組み、所得を向上させていくことが重要です。

(中山間地農業ルネッサンス事業の創設等により、地域の特色を活かした取組を支援)

我が国の農政では、農業の産業化を図る「産業政策」と国土・環境の保全など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮する「地域政策」を車の両輪として進めることとしています。

このような中、農林水産省では、中山間地域の所得向上に向けて、「収益性の高い農産物の生産・販売や6次産業化」、「観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流、農泊等も含めたインバウンド誘致」に取り組む意欲のある農業者への支援を積極的に行い、また、多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等を支援するため、日本型直接支払制度を実施しています。

さらに、平成28（2016）年度補正予算において中山間地域所得向上支援対策を創設し、

意欲ある中山間地域において、農業者等による収益性の高い農産物の生産・販売等の取組を支援しています。

平成29（2017）年度においては、地域の特色を活かした取組を後押しするため、中山

間地農業ルネッサンス事業を創設し、都道府県が作成する地域別農業振興計画に基づいて実施される多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定により、支援することとしています。

特に、中山間地農業ルネッサンス事業に位置付けた支援事業の中には、取り組みやすくするため、面積要件の緩和や運用改善等を行うものがあるほか、専門知識を有する者によるきめ細かな営農指導や地域を牽引^{けんいん}していくリーダーの確保等の取組を支援するものもあり、これらにより中山間地域農業の振興を強化していくこととしています。

(創意工夫を凝らした農業の拡大に向け、優良事例の横展開が重要)

中山間地域において創意工夫を凝らした農業を広げていくためには、他の地域での取組を学ぶことが重要です。

このため、農林水産省では、平成28（2016）年6月に、高収益農業を目指す地域の工夫を集約した「中山間地域における優良事例集」を公表しました。この事例集では、中山間地域における、農地や農業水利施設等の基盤整備を始め、新たな担い手組織の創設、高収益作物の導入や6次産業化等を通じた、収益性の高い農業を実践する先行的な地域の取組が紹介されています。この事例集が新たな取組を始めようとする他地域の参考となり、創意工夫を凝らした取組の拡大につながることを期待されます。

事例 中山間地域において高収益農業を目指す工夫

(1) 集落営農の法人化で農業生産を拡大 (高知県)

高知県高岡郡四万十町の土居・平野集落は、四万十川流域の標高230mの台地に位置する農業地帯です。農業者の高齢化の進行を受けて、平野集落の集落営農組織は平成25(2013)年に農事組合法人ひらのとして法人化し、中山間地域等直接支払制度等を活用して水稻機械作業の受託とニラの施設栽培を実施しています。昼夜の寒暖差の大きい同地の米は、仁井田米まいブランドとして地元のスーパーマーケットで販売されています。

さらに平成27(2015)年度から、近隣の土居集落と連携協定を締結して、取組を拡大しました。

(2) エミューがもたらした農業再生の効果 (佐賀県)

佐賀県三養基郡基山町の株式会社きやまファームは、町内の農業所得の向上と荒廃農地対策を目的に、平成26(2014)年に荒廃農地で4羽のエミューの飼育を始めました。

これにより、これまで周囲の農地で発生していた野生鳥獣等の被害はなくなり、飼育地では雑草等の繁茂が抑制される効果が現れました。現在は130羽を飼育し、69aの荒廃農地で放牧を行うまでに規模を拡大するとともに、2か所の荒廃農地が再生されました。また、荒廃農地対策と併せて、エミューを核とした商品開発を進めており、カレーやオイル、羽を利用したアクセサリ等を商品化しました。これら開発された商品は、町内の高速道路パーキングエリアで販売されています。

同社の鳥飼善治代表取締役は、将来的には多様な商品開発を進めるとともに、農家レストランの開設等に結びつけるなど、6次産業化により中山間地域の活性化につなげたいと考えています。

第1節 地方創生に向けた農村への新しいひとの流れ

農村は国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養等多面的な機能の発揮の場となっていますが、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、地域によっては、集落機能や地域資源の維持に影響が生じることも懸念されています。一方で、近年、若者を中心に農村の魅力を見だし、「田園回帰」ともいうべき流れが強まるなど、農業・農村の価値が再認識され、活性化につながる動きも出ています。

以下では、農村の現状と、農山漁村活性化ビジョンに即した施策の展開、移住・定住に向けた取組、インバウンド需要の変化、農泊の推進等地方創生に向けた動きについて記述します。

また、地域住民によるむらづくり等を行っている事例のうち、その内容が優れていて広く社会の賞賛に値するものについて、毎年度、天皇杯等が授与されています。

(農村地域の高齢化率は31%に上昇)

国勢調査によると、平成27(2015)年10月における我が国の人口は1億2,709

万5千人となり、5年前と比べて0.8%減少しましたが、農村地域における人口減少は都市地域と比較して顕著であり、5年前に比べて4.1%減少しています。65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）も、都市地域が24%であるのに対して、農村地域では31%に達しています。今後も高齢化率の上昇が見込まれ、平成52（2040）年には都市地域で35%、農村地域で38%になると推計されています。

（農家戸数5戸以下の小規模農業集落の割合が増加）

我が国の農業集落は、農業用水路、農機具等の共同利用等農業生産に関わることのみならず、冠婚葬祭等生活面でも密接に結びついた共同体として機能してきましたが、農村地域の人口減少や高齢化の進行により、地域資源の保全や農業集落の持続的な存続に懸念が生じています。農林業センサスによると、我が国の農業集落のうち、農家戸数5戸以下の農業集落の割合はいずれの地域でも増加しています。

（若い世代の都市住民が農山漁村を訪問）

総務省が東京都の特別区と政令市の都市住民を対象として平成29（2017）年1月に実施したアンケート調査によると、直近5年間で農山漁村地域を訪れたと回答した割合は56.8%となり、年代別では若い年代の方が農山漁村地域を訪れている割合が高い傾向となっています。特に、「農作業や祭りなどの地域活動に参加するため」や「地域貢献活動やボランティア活動に参加するため」等の目的で農山漁村を訪問する割合は20歳代で最も高く、都市住民の若い世代で農山漁村の役に立ちたいといった意識が高まっています。

また、NPO法人の活動など、全国各地で地方創生につながる動きも見られるようになっていきます。

事例 NPO法人による農村活性化の動き

（1）各集落の農産物を少量からトラックで巡回集荷（京都府）

平成24（2012）年2月に設立された京都府^{きょうと}京都市の特定非営利活動法人いのちの里京都村（以下「京都村」という。）は新たなビジネスの構築を通じて、農村の活性化を目指す取組を行っている団体です。

京都府の農村は、自給的な農産物の生産が主体の農家も多く、過疎化や高齢化の進行により集落内の生産量が減少し、農地の荒廃が進んでいます。

そこで京都村は、農村の活性化を目指して、平成25（2013）年8月から同府内の農村集落をトラックで巡回して、農産物を集荷し、都市へ共同配送する取組を始めました。この取組では、あらかじめ各集落から出荷できる農産物を確認し、都市の消費者とマッチングを行います。

この取組により、配送料が課題となり出荷が困難だった少量の農産物を都市の消費者へ届けることが可能となりました。

各集落からは、「自らが生産した野菜が販売され、張り合いができた。」と好意的な反応も見られ、当初2集落であった参加集落は、平成28（2016）年末時点で6集落まで増加しています。

京都村は、集落に残る原風景としての農業を持続可能なものにしていくことが重要であり、集落間の過度な競争を追求せず、各集落が豊かになりながら持続的に取り組めるよう支援していきたいと考えています。

(2) 農業と観光の連携で鹿児島茶のファン作り（鹿児島県）

平成19（2007）年2月に設立された特定非営利活動法人^{えい}額娃おこそ会は、鹿児島南^{みなみきゅうしゅうし}九州市において、観光・まちおこしの取組を積極的に展開していましたが、更なる観光客誘致による地域活性化を進めるためには、地域最大の産業である農業との連携が必要と感じていました。

そこで、平成23（2011）年から若手を中心とした21人の茶農家で構成される「茶^{ちや}寿^{じゆ}会^{かい}」と協力し、茶畑に囲まれた景勝地・大野岳の整備に取り組むとともに、お茶をテーマにした「グリーン・ティーリズム」と称する観光誘致活動を行うこととしました。このグリーン・ティーリズムでは、茶畑を観光客に開放して、「茶畑を眺める・歩く」、「お茶を^い淹れる・飲む」といったメニューがセットで体験でき、茶農家がガイドとなって、お茶や農業についての地域の取組を説明しています。

グリーン・ティーリズムに参加した観光客からは「本場のお茶はおいしい。」などといった感想が寄せられ、鹿児島茶のファンの増加が期待されています。

この取組により、地域では、茶の販売収入のほか、茶葉を利用した加工品の開発・販売による収入やガイド収入も得られており、農村の活性化に向けた動きが進んでいます

(農山漁村活性化ビジョンに即した施策の展開)

農村を活性化させ、魅力ある存在とするためには、そこに人が住んでいなければなら

ず、そのためには「田園回帰」の対話型社会を実現し、若者や高齢者など全ての住民が安心して生きいきと暮らしていける環境を作り出すことが重要です。地方創生の深化に向けては、政府全体で取組を進めていくこととしており、食料・農業・農村基本計画では、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、関係府省の連携の下、農村の振興に向けた取組を総合的に推進することとしています。

農林水産省においても、人口減少や高齢化などの農村を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、活力ある農山漁村づくりの取組を進めていくために、食料・農業・農村基本計画と併せて「魅力ある農山漁村づくりに向けて」（以下「農山漁村活性化ビジョン」という。）を平成27（2015）年3月に策定し、①農山漁村にしごとをつくる、②集落間の結び付きを強める、③都市住民とのつながりを強めるという3点を基本的な視点として、農村の活性化に向けた施策の推進と地域の実践活動の後押しをすることとしています。

それぞれの視点に基づく施策の推進状況を見ると、農山漁村にしごとをつくるという視点では、農村の豊かな地域資源の活用による雇用の創出や所得の向上に向けた地域の取組支援に加え、農村地域での立地ニーズが見込まれる産業導入により、農業者等の地域住民の就業の場を確保する観点から、農村地域工業等導入促進法の

改正案を国会に提出しました。

集落間の結び付きを強めるという視点では、「小さな拠点」や周辺集落のネットワークの形成を推進する観点から、平成27（2015）年8月に施行された改正地域再生法により、

生活関連施設の誘導を図る地域再生拠点を整備する際の土地利用規制に係る農地法等の特例措置を講じました。また、平成27（2015）年度から実施されている中山間地域等直接支払制度の第4期対策において、集落連携を促進するための交付単価の加算措置等を講じています。

都市住民とのつながりを強めるという視点では、都市と農山漁村の交流人口を増加させるための地域における活動や施設整備に対する支援とともに、平成28（2016）年3月に

策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、インバウンド需要の取り込みを行う農泊ビジネスの体制構築等に対する支援を行っています。

このように、農山漁村活性化ビジョンは、将来にわたり農村振興を進めていくための道しるべとなるものであり、今後、農村の現状や課題等を踏まえ、同ビジョンに盛り込まれた基本的な視点に則した施策の展開が行われることとなります。

コラム

町村職員を地域農政リーダーとして育成する「地域農政未来塾」

多くの市町村では、事務事業の見直しや組織の合理化等により職員数が削減され、なかでも農林水産部門の職員数は一般行政部門や民生部門に比べて大きく減少しています。このような中であっても、市町村職員には、農村の振興・活性化に向け、地域の課題を把握し、これを解決していくことで、地域の実情に合った政策を推進していくことが求められています。

このため、全国町村会では、平成28（2016）年5月に、町村の農政担当等の職員を対象とした「地域農政未来塾」を開講しました。全国の町村から19人の若手職員が参加し、平成29（2017）年1月にかけて、6回にわたり講義や研究発表が行われました。

19人の若手職員は、塾への参加や相互研さんを通じた能力の向上を図るとともに、同様の課題を抱える同世代の仲間とのつながりを構築でき、今後、地域農政の未来を担うリーダーとして、その力を発揮することが期待されます。

（田園回帰の動きを農村への移住・定住へと発展させる活動が活発化）

都市と農村の交流においては、それぞれの住民による相互理解を深めつつ、農村の価値を再評価することで、農村に人を呼び込み、新たな経済活動を創出する契機となることが期待されています。このような田園回帰の動きを都市と農村との一過性の交流に終わらせることなく、農村への移住・定住へと発展させる活動が全国各地で展開されています。

地方への移住希望者の面談やセミナーの開催、電話での問合せに応じている特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センターによると、移住を検討している都市住民

からの相談等の件数は増加傾向にあり、近年は20歳代・30歳代の相談者等の割合が増加しています。また、総務省のアンケート調査においても、農山漁村に移住してみたいと回答した都市住民は3割となり、特に20歳代・30歳代では4割を占めています。

このように農山漁村地域への移住に関心が寄せられる中、一般社団法人移住・交流推進機構の調査によれば、移住・交流の促進に関する施策を実施している市町村は51.4%となっており、平成21（2009）年度の39.3%から12.1ポイント増加しています。このような市町村のPR・情報発信の方法を見ると、「情報提供ウェブサイトの設定」67.2%、「PRパンフレット・ポスター等の媒体作成」58.5%、「移住交流説明会・相談会・セミナー等の実施」46.9%であり、移住・定住説明会・相談会・セミナー等を実施する市町村の数が増えていることがうかがわれます。

移住・定住に向けた取組を戦略的に進めるためには、住居や就業機会の確保などを含め、きめ細かな相談体制の整備を図ることが重要です。

事例 新規就農者が地域の協力で規模拡大を実現（鹿児島県）

鹿児島県指宿市いぶすきしの秋葉泰光さんあきばやすみつは、地域の人とつながりをもつ農的生活に憧れて、平成24（2012）年に、37歳で千葉県から母親の出身地である同市に移住し、地域の主要農産物であるオクラの生産を始めました。

就農時には、集落内の農業者から農業機械を譲り受け、技術指導を受けながら10aの農地で施設栽培を開始し、その後、就農3年目には農地を50aにまで拡大し、露地栽培を含め、オクラ、スナップエンドウ、そらまめ、かぼちゃ等の生産に取り組んでいます。

秋葉さんは、農協青年部に所属することで地域の若手農業者とも積極的に交流を図っており、地域の将来を語る同志が周りにいることに充実していると感じています。

今後は、雇用も行いながら、更なる経営規模の拡大と新たな作物の導入を目指していきたいとのこと。

（魅力ある住まいを提供し、人材確保も期待される農家住宅の推進）

農林水産省では、農山漁村への移住・定住を促進するため、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備を推進しています。

人口減少・高齢化が急速に進行する農山漁村において、若者や女性を含む次世代の農業後継者を確保することは非常に重要な課題です。このような中、農林水産省では、国内において、資産価値が下がらず、おしゃれで快適な住宅の整備が若者の定住化へつながる事例に着目し、平成29（2017）年1月に農山漁村での魅力的なライフスタイルを提言するとともに、農家住宅を含む魅力ある生活環境の整備に向けた今後の取組方針を発表しました。

農家住宅の構想は、例えば、地域材を活用した木造住宅や長期に使用するための構造及び設備を有している住宅、古民家を改修し、冷暖房装置や生活器具等を最新設備に更新した住宅等のほか、広々とした庭での家庭菜園や井戸の設置、物資の備

え等、自給自足にも対応していることが特徴です。

今後、農林水産省としては、関係省庁との連携による「農家住宅実践支援チーム」を創設したことを踏まえ、農家住宅の推進に取り組むモデル地区を選定の上、当該地区の構想づくりを支援するとともに、農家住宅に関する各種施策や事例の紹介等を行っていくこととしています。

事例 空き家の再生が契機となった移住（岐阜県）

岐阜県恵那市^{えなし}では、都市へ移住した元住民の住居等が空き家となって点在し、その利活用が大きな課題となっていました。

平成22（2010）年に恵那市^{えなし}、特定非営利活動法人奥矢作森林塾^{おくやはぎ}等が構成員となって「奥矢作移住定住促進協議会」が設立され、空き家等を地域資源として捉え、有効活用を進めることになりました。具体的には、地域への移住・定住を検討、希望している者を対象に、地元大工の指導のもと空き家のリフォームを技術的に指導する「古民家リフォーム塾」を年に10回開催しています。

平成28（2016）年度までの6年間で塾生の延べ人数は、約2,150人となり、この地域への移住者は65人、再生された空き家は24軒となり、移住者の住居等として利用されています。

この地域では、新規就農した移住者や、地元の食材やジビエを使った料理を提供する古民家カフェを開店する移住者も見られ、空き家の再生が地域農業の振興にもつながっています。（第3回「ディスカバー農山漁村の宝」選定地区）

（インバウンド需要の変化）

日本政府観光局（JNTO）の調査によると、平成28（2016）年の訪日外国人旅行者数は

は2,404万人となり、過去最高を記録しました。

訪日外国人旅行者の多くは東京から大阪を結ぶゴールデンルート上の都府県を中心に訪問する傾向に変わりはありませんが、平成28（2016）年は香川県や岡山県などで宿泊者数が大きく増加しており、地方への訪日外国人旅行者の誘致が進みつつあります。

また、訪日外国人旅行者の増加に伴って、日本滞在中の旅行消費額も増加しており、平

成28（2016）年は3兆7,476億円と平成27（2015）年の3兆4,771億円と比べて8%増加しました。内訳をみると、買物代が減少する一方で、ほかのサービスへの消費額が増加しています。このようなモノからコトへの消費のシフトを踏まえ、訪日外国人旅行者の地方への誘致を進め、地方創生に結びつけることが期待されます。

事例

訪日外国人旅行者に地域の魅力を伝える農村体験ツアー（大分県）

14年前に大分県杵築市きつきしに移住したクリスティ・ポールさんは、日本の農村文化に強い関心を抱き、当初は、地域で野菜などを育てて田舎暮らしを楽しむことを想定していましたが、地域の魅力を訪日外国人旅行者に伝えたいとの思いから、平成22（2010）年に、旅行会社「株式会社ザ・ジャパン・トラベル・カンパニー」を設立しました。同社では、旅籠はたごに泊まりながら中山道なかせんどうを11日間歩き続けるツアーや、大分県国東くにさき半島の農村に滞在し、日本の田舎を体験するツアーなど、農村文化の体験が組み込まれたツアー等を企画・運営しています。

平成28（2016）年のツアー客数は、平成23（2011）年の事業開始当初に比べ約4倍となっており、訪日外国人旅行者の中で素朴な日本の農村風景や農村での生活に関心が高まっていることがうかがえます。例

ポールさんは、農村と観光とを組み合わせることにより、農村の振興を図ることが可能と考えており、自らの役割として農村の魅力を発信できる活動を続けていきたいと考えています。

（ビジネスとして農泊に取り組む地域を平成32年までに500地域創出）

「日本再興戦略2016」（平成28（2016）年6月閣議決定）では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32（2020）年までに、訪日外国人旅行者数4千万人、訪日外国人による旅行消費額8兆円、地方部での外国人延べ宿泊者数7千万人泊等の目標が定められています。政府では、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込むため、日本ならではの伝統的生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」の推進を図ることとして、ビジネスとして農泊に取り組む地域を500地域創出する目標を掲げています。農林水産省としては、世界農業遺産や日本農業遺産、棚田百選の選定地域を始めとした優れた景観や伝統的な農林水産業等の観光資源を活用し、農泊の推進に意欲ある地域を対象に、現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラムの開発、古民家の改修など、地域資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げに対し支援を行うこととしています。

また、優良な農泊地域を国内外の旅行会社等に情報発信することや海外のバイヤー等を対象としたファムトリップなどの実施についても積極的に取り組むこととしており、これらの取組により訪日外国人旅行者を含めた観光客を農山漁村地域に呼び込み、地域の自立的発展を促すことで、所得向上を目指します。

事例 古民家宿泊施設が農泊の受け皿に（兵庫県）

兵庫県篠山市ささやましでは、空き家や古民家等地域資源を活用して地域の活性化を目指しています。

同市の旧畑村丸山集落はたむらまるやまは、平成20（2008）年時点で12軒の住宅のうち、7軒が空き家となり、各種集落活動の意欲が低下し、活性化に向けた取組が急務

となっていました。

そこで、住民は集落の将来像等を検討するために、一般社団法人ノオトをはじめとする協力者の支援のもと、ワークショップを複数回開催し、議論を重ねてきました。その結果、地域の魅力として古民家再生を通じた集落活性化の方向性を共有することができ、住民により設立された特定非営利活動法人集落丸山とノオトにより農泊実施組織を設立し、滞在型施設の整備を含む地域活性化に向けた事業実施体制を構築しました。

同組織では、平成21（2009）年から、ノオトの地域再生のノウハウを活用しつつ、古民家を改修した宿泊施設の運営等を行い、現在、古民家宿泊施設の年間利用者数は宿泊者単価数万円で700人弱にまで増加しています。このように、交流が盛んになる中で、集落内に地元食材を活用した本格フレンチレストランがオープンし、1世帯4人がUターン移住しました。また、宿泊施設利用者等による農作業体験需要に応える形で、荒廃農地の再生も進んでいます。

（ディスカバー農山漁村の宝選定地区による、初めてとなる展示・即売会の開催）

ディスカバー農山漁村の宝とは、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良地区を選定し、全国に発信するもので、平成26（2014）年度から毎年実施しています。

農林水産省では、選定地区の知名度向上を図るため、平成28（2016）年12月に、東京都内で、選定地区が参加する展示・即売会を新たな試みとして開催しました。

この会には3万人強の来場者があり、参加した地区からは、「自分の商品の認知度が高

くなっていることに喜びを感じた。」、「消費者の声を直接聞くことができ満足した。」、

「他の選定団体と交流ができて良かった。」等の声が聞かれました。

第1節 農業農村の有する多面的機能の維持・発揮

農村は農業の持続的な発展の基盤であり、農業の持つ多面的機能の発揮の場となっています。他方で、多様な主体との交流等を通じて、伝統的な農業・農村の価値等が再認識され、農村の振興・活性化に向けた動きもみられます。

以下では、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮できるよう講じている施策や取組について記述します。

（農業・農村の有する多面的機能の効果は、広く国民全体が享受）

農業・農村は食料を供給する機能だけではなく、農業生産活動を通じ、国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な機能を有しており、このような多面にわたる機能による効果は、農村地域の住民だけでなく、広く国民全体が享受しています。とりわけ、歴史や伝統ある棚田・疎水等は、地域の協働力を育みながら、美しい農村景観を形成しており、将来に残すべき豊かな地域資源として保全・復元し、次世代に継承していくことが重要です。

また、農業、林業、水産業は農山漁村地域において、それぞれの基盤である農地、森林、海域の間で相互に関係を持ちながら、水や大気、物質の循環等に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。

平成26（2014）年度からは、これら農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる地域の共同活動や農業生産活動等への支援を目的とし、日本型直接支払制度が導入されました。国、都道府県、市町村が相互に連携を図りながら、多面的機能を将来にわたって維持・発揮できるよう、各種施策や取組を通じて、農業・農村の持続的な発展に努めていくこととしています。

（地域資源の保全管理を行う地域共同活動を支援する多面的機能支払）

農林業センサスによると、平成27（2015）年に農業用排水路やため池・湖沼等の地

域資源を有している農業集落のうち、これらを保全しているものの割合は、農業用排水路78.4%、ため池・湖沼60.8%と、平成22（2010）年と比較してそれぞれ5ポイント程度増加しており、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮につながる活動が広がっています。

農林水産省では、これら地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払により、地域の共同活動に対し支援を行っています。

多面的機能支払のうち農地維持支払は、地域共同で行う農地法面の草刈りや水路の泥上げなど地域資源の基礎的な保全活動等を対象としています。また、資源向上支払では、水路、農道等の軽微な補修など地域資源の質的向上を図る共同活動を対象としています。

平成28（2016）年度における農地維持支払の取組の見込みは、活動組織数が2万9千、

取組面積が225万haとなり、また、資源向上支払の取組の見込みは、活動組織数が2万3千、取組面積が199万5千haとなっています。この取組は田、畑、草地のいずれにおいても拡大しています。

農林水産省は、多面的機能支払に取り組む活動組織を対象として、平成27（2015）年

11月から12月にかけてアンケート調査を実施しました。これによると地域資源の中で農

業生産を直接支えている農業用施設の機能維持について、本制度に取り組んでいなかった場合、「水路や農道、ため池など農業施設の管理の粗放化、施設の機能低下がかなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と回答した活動組織は85%となっており、各地域において多面的機能支払の重要性が実感されていることがうかがえます。

（生産条件不利地域における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払）

中山間地域等直接支払は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続し、多面的機能の確保を図ることを目的に平成12（2000）年度から実施しています。平

成27（2015）年度からは第4期目の対策が実施されており、女性・若者等の集落活動への参画や、集落の枠を超えた広域での集落協定に基づく複数集落連携の活動

体制づくり、

条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援が強化されています。

中山間地域等直接支払は、第4期対策への移行に際して、協定集落における農業者の高齢化等による協定者数の減少や、新協定の締結に向けた話合いに時間を要し、協定の締結に至らなかったこと等から、取組面積は大きく減少しました。こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年度から、協定の締結に至っていない地域における取組の再開等を促すために、地域の将来の農地利用に関する計画を定めて、広域で活動する集落に対して、農業生産活動の維持が難しくなった場合の交付金返還ルールを緩和するなどして、取組の回復を図った結果、同年度の取組面積（見込み）は66万1千haとなり、前年度と比較して7千haの増加となっています。取組を再開できていない集落の背景には、協定参加者の高齢化や後継者不足があることから、集落協定の広域化による新たな人材確保や集落間の活動体制づくりを支援すること等により取組の拡大に努めることとしています。

事例 協定の統合で動き出した6次産業化の取組（新潟県）

とおかまちし ひがししもぐみ
新潟県十日町市の東下組地域は、中越地方南部の丘陵地に位置し、傾斜の急な水田が多く、荒廃農地の発生も見られるようになっていました。

地域の6つの集落では、集落ごとに営農を継続していたものの、一部の担い手は平野部に転居して耕作を続けている状況にあり、高齢化の進行や共同活動への参加者の減少で、将来に向けた農地の維持・管理が困難になることが危惧されていました。このような中、6集落で協定を統合して、平成22（2010）年度から、中山間地域等直接支払制度の活動を開始しました（協定面積：93.9ha、協定参加者：農業者78人、非農業者19人等）。

本協定による活動では、廃校となった小学校を農産物加工所として再利用し、地区の女性が中心となって、地元産の野菜や山菜の漬物、すいか糖等の商品開発を行い、地域の直売所等で販売する6次産業化の取組を行っています。また、当地の棚田で栽培された棚田米を県内外の交流イベントで販売するほか、都市部の大学生等による棚田の草刈り体験を年に数回程度実施するなど、都市と農村の交流を通じた棚田保全に関する取組を精力的に行い、地域の農業生産活動や多面的機能の維持・発揮に貢献しています。

（環境に優しい農業への取組を支援する環境保全型農業直接払）

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくために、環境保全に効果の高い営農活動を地域がまとまって行えるよう取り組む必要があります。

平成23（2011）年度に開始した環境保全型農業直接支払では、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い

営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対し支援を行っています。具体的には、土壌への炭素貯留を目的とした、①カバークロープ（緑肥）の作付け、②堆肥の施用、③化学肥料・農薬を使用しない有機農業があります。このほか、④地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して取り組むことができる地域特認取組を対象として支援しています。平成28（2016）年度の取組別面積（見込み）は、地域特認取組が3万5,374haと全体の41%を占めており、堆肥の施用、カバークロープの作付け、有機農業と続いています。

第3節 鳥獣被害への対応

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農業被害や自然生態系等への影響は深刻な状況にあり、野生鳥獣の生息地となる山林と農地が隣接する中山間地域を中心に、大きな問題となっています。

以下では、鳥獣被害の現状や鳥獣被害対策の取組、捕獲した鳥獣の利活用について記述します。

（平成27年度の農作物被害額は176億円）

全国の野生鳥獣による農作物被害額は、平成26（2014）年度の191億円から平成27（2015）年度の176億円に減少しているものの、依然として高水準で推移しています。被害金額が大きい都道府県は、北海道（46億円）、福岡県（8億円）、長野県（6億円）等となっています。

被害額のうち、全体の約7割がシカ、イノシシ、サルによるものです。このような野生鳥獣による農業被害の深刻化は、被害額として数字に現れる以上に、営農意欲の減退や荒廃農地の発生につながるなど、農業生産に深刻な影響を与えています。野生鳥獣による農業被害が深刻化している要因としては、近年の少雪傾向等に起因した鳥獣の生息域の拡大、過疎化・高齢化等に伴う人間活動の低下、野生鳥獣の生息地になる荒廃農地の増加、狩猟者の高齢化に起因する捕獲圧の低下等が複合的に作用しているものと考えられます。

（狩猟免許所持者の60歳以上の割合は65%と高齢化が進行）

狩猟免許所持者の高齢化が進行しており、平成26（2014）年度における免許所持者の60歳以上の割合は65%となっています。狩猟免許所持者数は近年、横ばいとなっており、このうち女性の免許所持者数は増加傾向にあります。また、新規免許取得者数は年間1万人強で推移しており、このうち新規銃猟免許取得者の割合は増加傾向にあります。

（鳥獣被害対策実施隊は1,093市町村で設置）

農林水産省は、鳥獣被害防止特別措置に基づき設置される、鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）が行う捕獲や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵等の整備、指導者の育成、ジビエの需要拡大に向けた普及啓発活動の取組を推進しています。

図同法に基づいて被害防止計画を策定した市町村は平成28（2016）年10月末時点で1,444となっており、実施隊を設置している市町村も1,093まで増加しています。

野生鳥獣による農業被害を防止するため、引き続き、鳥獣被害対策の担い手である実

施隊の設置の促進と体制の強化が重要です。また、近年は、捕獲活動等において、狩猟等に関心のある都市住民に参加してもらう取組を始める市町村も見られるようになりました。

このほか、農業被害防止のための新たな取組として、ドローンを活用した鳥獣の生息状況調査手法やICTを活用した捕獲技術（自動監視・遠隔操作）の開発が進められており、これらの技術を取り入れることで更に効果的・効率的な鳥獣被害対策の実施が期待されています。

事例 誰でも参加できる狩猟エコツアー（千葉県）

千葉県安房郡鋸南町^{あわぐんきよなんまち}では、野生鳥獣による農業被害が深刻になっており、近年は住宅付近にもイノシシが出現するようになりました。

このような中、町では平成26（2014）年9月に鋸南町^{きよなんまち}鳥獣被害対策実施隊を結成し、野生鳥獣の捕獲等を行っていますが、高齢化の進行により将来の町在住の狩猟免許所持者は減少すると見込まれています。そこで、町に設置された「鋸南町有害鳥獣対策協議会」では、都市住民に野生鳥獣の被害の現状を知ってもらうとともに、野生鳥獣捕獲の新たな担い手の確保を目的として、平成27（2015）年度から狩猟エコツアーを開催しています。

狩猟エコツアーは、「けもの道トレッキング」、「解体ワークショップ」、「ジビエ料理ワークショップ」の3つのメニューで構成され、「けもの道トレッキング」では、町内里山でのイノシシのわな猟の模擬体験、「解体ワークショップ」では、箱わなで捕獲したイノシシやシカの捕殺・解体、「ジビエ料理ワークショップ」では、料理人を講師としたジビエ料理の講習会が、それぞれ行われています。これらメニューは平成28（2016）年度に計6回開催され、予定の4倍弱に当たる137人が参加しました。参加者の約4割は東京都、神奈川県等都市部の在住者であり、参加者からは「引き続きツアーに参加して将来的には狩猟免許の取得に取り組みたい。」、「ジビエは臭いが心配だったが、気にならず親しめる。」などの感想が寄せられました。

同協議会では、ツアー参加者が野生鳥獣の捕獲における担い手となることで同町との交流が深まり、移住・定住に発展することを期待しています。。

（施策の効果的な推進に向け、鳥獣被害防止特別措置法を改正）

鳥獣による農林水産業等の被害を防止するための施策を効果的に推進するため、平成

28（2016）年11月に、鳥獣被害防止特別措置法が改正され、同年12月に公布・施行されました。

同改正により、鳥獣捕獲等に従事する者について、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置の期限が平成33（2021）年12月3日まで5年間延長されるとともに、

実施隊の設置促進や体制強化、捕獲した鳥獣のジビエとしての利用等の推進につながる規定の新設・拡充が行われました。

(平成29年度内の試験導入に向け、ジビエの統一的な取扱規格を検討)

鳥獣被害防止対策の推進により、シカやイノシシ等の野生鳥獣の捕獲数が年々増加傾向にある一方で、捕獲鳥獣を地域資源として捉え、ジビエ等に有効活用しようとする前向きな取組が全国各地に広まりつつあります。

農林水産省が平成28(2016)年6月に行ったジビエに対する消費者へのアンケート調査では、「獣の独特な臭いがしそう」71.8%、「飼育の経緯がわからないため肉全体の安全面が不安」43.3%といった否定的な印象がある一方で、「赤身のためヘルシー」45.1%といった肯定的な印象を持つ消費者も存在することから、食品としての安全性確保やおいしく調理する方法の普及を通じて、消費者の理解と関心を増進させるとともに、捕獲後の適切な処理の必要性がうかがえます。

野生鳥獣のジビエ利用を推進するためには、食品としての安全性確保を前提として、

マーケットインの視点から、ジビエの需要開拓・創出に取り組むとともに、需要に応じた供給体制の確保と円滑な流通を可能とする体系整備が必要となります。このことから、農林水産省では、厚生労働省とも連携して食品としての安全性確保に取り組むとともに、捕獲鳥獣の食肉加工処理施設の整備、消費者ニーズを踏まえたジビエ商品の開発、流通・販売経路の確立に向けた取組に対し支援を行っています。

また、ジビエの流通に当たっては、統一的な取扱規格や表示情報の整備が必要となるため、民間団体によるジビエの統一規格の策定と運用に向けた支援を行っており、平成29(2017)年度内の試験的な運用を目指しています。

コラム 鳥獣の移動式解体処理車

一般社団法人日本ジビエ振興協会は、長野トヨタ自動車株式会社の協力を得て、平成28(2016)年7月に「移動式解体処理車」の第1号車を完成させ、長野県、宮崎県、鳥取県等で商業化に向けた実証調査を行いました。

最大5頭まで同時に処理、保冷できる移動式解体処理車は、野生鳥獣の捕獲現場の近くまで移動でき、一般の食肉処理施設と同様の品質を実現するための様々な設備を実装しています。室内には解体室や保冷室が設けられ、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針*に基づく設備のほか、高圧蒸気滅菌器や、発生した汚水を持ち帰ることが可能な汚水タンクが設置されており、衛生管理の徹底が図られています。

この移動式解体処理車の普及により、これまで食肉処理施設まで遠く離れた地域等で埋設、焼却処分によって処理されていた捕獲鳥獣を、ジビエとして活用する動きの拡大が期待されます。

*厚生労働省策定

(ジビエの食材としての利活用を推進する「ジビエ料理コンテスト」)

捕獲した野生鳥獣をジビエとして食材に利活用する取組を推進するため、農林水産省と国産ジビエ流通規格検討協議会は、平成29（2017）年1月に「第1回ジビエ料理コンテスト」を開催しました。

コンテストにはジビエを用いたレシピについて、飲食店のシェフ等から160件の応募があり、書類審査で選ばれた5人がシカやイノシシの肉を使って料理の実食審査を受け、この結果、農林水産大臣賞には、猪肉で切り餅を包んで揚げた、あまいけたいぞう天池大造さんの、ししまい「猪舞ふりっと（猪肉のグージョネットフライ）」が選定されました。

コンテストで入賞したレシピは、農林水産省のホームページで公開されるほか、レシピ集としてもまとめられる予定です。国産ジビエを食材に利活用した料理が広まることで、農業被害の減少と、地域資源としてのジビエの利活用による地域の活性化が期待されます。

事例 ジビエ料理の情報発信拠点となるレストラン（長野県）

ちのし長野県茅野市のオーベルジュ・エスポワールでは、オーナーシェフのふじきのりひこ藤木徳彦さんが、主に地域で捕獲された野生鳥獣をジビエ料理として提供し、ジビエの普及に取り組んでいます。

平成10（1998）年の開業当初、野菜を直接仕入れていた地域の農業者から「野生鳥獣の被害が多くて、農業をやめようと思っている。」と聞き、野生鳥獣を食材として使えないかと考えるようになりました。冬場はレストランで使える地元食材が少なくなる一方、野生鳥獣の猟は秋口から始まることもあり、平成19（2007）年からジビエを食材として積極的に活用するようになりました。

レストランには県内外から来客があり、特に県内からは猟師の訪問が多いとのこと。猟師は実際にジビエを食べに来て味を確認し、「買ってもらえる野生鳥獣はどのようなものか。」「どのような状態で捕獲すると良いか。」などの質問をすることも多く、藤木さんはジビエの需要の高まりとともに、供給側の意識も変わりつつあることを感じています。

藤木さんは「家畜は配合飼料をエサとして食べるため、均一の品質となるが、野生鳥獣は様々な動植物を餌にしているため、捕獲場所によって味が大きく異なる。ジビエとして利用するときには、これら味の違いも加味した調理方法が必要であり、これがジビエを調理し、提供するときのだいごみ醍醐味。」と話しています。

藤木さんは、全国各地へのジビエの普及と、家庭料理でのジビエの活用が進むようレストランを拠点とした情報発信を続けていきたいと考えています。

第4節 地域資源の積極的な活用

農村地域の活性化を図るためには、農村の豊かな地域資源を活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、地域全体の雇用の確保と所得の向上を図ることが重要です。

以下では、多様な地域資源の積極的な活用による雇用の創出や所得の向上等、農村

地域の活性化に向けた取組について記述します。

(1) 地域資源を活用した新たな価値の創出

(再生可能エネルギーの割合は、前年度から2.1ポイント上昇の14.3%)

第四次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの導入を最大限加速していくこ

ととされており、平成27（2015）年7月に策定された長期エネルギー需給見通しでは、平成42（2030）年度に総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22%から24%程度まで高めることが示されました。

我が国の総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、平成27（2015）年度末時点で、前年度末から2.1ポイント上昇の14.3%となっています。

国土の大部分を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルを有しています。一方で、

農山漁村はエネルギーの地域外への依存度が高い状況にあり、再生可能エネルギーを地域主導で活用することにより新たな価値を創出して、農山漁村の活性化を図ることが重要です。

(農村において様々な形態による発電施設の整備が進展)

水力発電には、太陽光発電や風力発電と比較して、日々の天気の変化による発電量の変動が少ない利点があります。特に農業用ダムや農業用水路の落差等は、多くの電気を生み出す力を有していることから、これら農業水利施設と一体的に小水力発電施設の整備を図ることで、電力を得ることが可能となります。

平成28（2016）年5月時点で、農業農村整備事業等により全国65地区で小水力発電施設が整備され、出力合計約3万kW、年間約1億4,400万kWhの発電が可能となっているほか、78地区において小水力発電施設が計画・建設中となっています。小水力発電の導入により、二酸化炭素排出量が抑制されるとともに、農業水利施設の操作に必要な電力の供給や余剰電力の売電により、農業水利施設の維持管理費が軽減され、農業者の負担軽減につながることを期待されます。

また、太陽光発電には、農業用施設の屋根等に太陽光パネルを設置して行うものがありますが、これらは農業農村整備事業等によっても整備されており、平成28（2016）年5

月時点で100地区において施設が整備されています。加えて、近年では、土地改良区等が自己資金で太陽光発電施設を整備する事例も見られます。

さらに、農地に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光パネルを設置し、農業生産と発電による二つの収入を得るソーラーシェアリングも普及しつつあります

事例 水路上部での太陽光発電（岐阜県）

岐阜県ぎふし岐阜市の各務用かがみ水土地改良区は、農業用水路上部や法のりめん面に太陽光パネ

ルを設置し、発電を通じて電気料金を節約し、農業水利施設の維持管理費の負担を軽減する取組を行っています。

改良区では、用水路にポンプを設置して地域内のほ場560haに農業用水を供給していますが、ポンプ運転に要する電気料金は、施設の維持管理費の過半を占めています。特に、東日本大震災以降、電気料金の値上げによって、施設の維持管理費が高騰し、電気料金の軽減に向けた対策が不可欠となりました。

そこで、改良区組合員、電力会社、行政機関等関係機関で太陽光パネルによる発電事業の検討を開始し、平成25（2013）年に農業用水路上部への太陽光パネルの設置を完了し、発電事業を開始しました。

平成27（2015）年度に増設工事を行い、現在は、太陽光パネル739枚で年間の発電量は約20万6千kWhとなり、これにより改良区で使用する電力の約90%は自給が可能となりました。

また、改良区では、売電収入を財源として施設の補修整備等の維持管理事業の充実に取り組むなど、用水路を確実に次世代に引き継ぐことを目指しています。

（農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギーの活用）

地域資源を活用した再生可能エネルギーの活用にあたっては、農山漁村が持つ食料供給機能や国土保全等の多面的機能の維持・発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行い、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要です。このため、農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域が主体となって協議会を設立して再生可能エネルギー発電の導入を図る取組を推進しており、平成28（2016）年12月時点で、29市町村が同法に基づく基本計画を作成して取り組んでいます。

農林水産省では、再生可能エネルギーの電力や熱を、地域内の農林漁業施設等で活用する「再生可能エネルギーの地産地消」を進め、農山漁村の関係者が主体となって行う再生可能エネルギーの地産地消導入に向けた4地区の取組を支援しています。

（新たなバイオマス活用推進基本計画の策定）

バイオマスは、木質、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等の動植物に由来する有機性資源で、発電、熱、燃料、素材等幅広い用途に活用できる地域に密着した身近な資源です。また、大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルと呼ばれる特性により、その活用は地球温暖化対策に有効であるとともに、天候に左右される太陽光や風力に比べて安定的なエネルギー源とされています。

これらバイオマス産業の市場規模はエネルギー利用を中心に拡大していますが、固定価格買取制度を活用した売電の取組に偏りが生じ、地域内で循環利用する取組や熱利用等が十分に進んでいるとは言い難い状況です。

このような背景から、平成28（2016）年9月に新たに策定されたバイオマス活用推進基本計画では、地域に存在するバイオマスを活用して、地域が主体となった持続可能な事業を創出し、そこから生み出された経済的価値を農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策を推進することが明記されています。また、農林水産省を含む関係7府省は地域の特色を活かしたバイオマス産業を

軸とする環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進しています。

（6次産業化による農家レストランの年間売上金額は、対前年度11億円増の321億円）

農業の振興や農村の活性化を図るためには、地域の農業者が自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物を含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い、高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する必要があります。

例えば、自ら生産した農産物や地域の食材を調理し、地域ならではの料理を提供することにより、農産物の高付加価値化や地域文化の提唱等が行える農家レストランの年間売上金額は、平成26（2014）年度で321億円となり、前年度に比べて11億円増加しています。

（2）農村の就業構造の改善

（農村地域における就業機会の創出支援と情勢の変化）

農村地域において就業機会を創出するため、雇用吸収力の高い産業である工業等を農村地域に導入し、他の農業構造改善の施策とあいまって、農業と工業等との均衡ある発展を図ることを目的として、昭和46（1971）年に、農村地域工業等導入促進法（以下「農工法」という。）が制定されました。農工法では、農村地域へ工業等を導入する際の農地法等による許可その他の処分についての配慮や税制上の優遇が定められており、農工法を活用した農村地域において、約9千社が操業し、約62万人が雇用されています。農工法は、市町村からも、企業誘致による雇用機会の増大等の評価を得ています。

しかしながら、我が国の産業構造の変化をみると、人件費の安い海外への工場移転が進むなど、第2次産業のウエイトが相対的に低下する一方で、サービス業を中心とした第3次産業のウエイトが高まっています。

一方、近年では、地域において自ら地域資源を加工して販売する等の6次産業化の動きが活発になっているほか、農村地域においてもインバウンドを始めとする観光需要も急速に増加しています。

（農工法の見直しの方向）

このような変化を踏まえつつ、今後、農業や関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくためには、農村に賦存する多様な地域資源を活かした、いわば地域内発型産業の創出を図ることや、農村地域で立地ニーズが見込まれる産業の導入により、優良農地を確保した上で、農家世帯員等の地域住民の就業の場を確保することが必要です。

このため、農工法の支援対象をサービス業など幅広い業種に拡大できるよう、農工法の改正案を国会に提出しました。改正案では、具体的な対象業種は、国が基本的な方針を定めた上で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必

要性・適正性を判断して定めることとしています。

(支援措置の拡充等)

農村地域の雇用創出に向けては、個人が工場用地等として農地を譲渡した場合の所得税の軽減（800万円を上限とする特別控除）や株式会社日本政策金融公庫による低利融資といった農工法に基づく税制・金融上の措置があるため、これらについて、対象業種の見直しを踏まえた拡充を検討しています。また、これら以外にも、農山漁村振興交付金において新たな事業メニューの創設、地方創生推進交付金について審査時の配慮等といった関連する予算措置の充実を図るほか、中小企業投資促進税制、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置等の活用を促すこととしています。

これらの支援措置の活用を推進するため、地方農政局等に、地方公共団体や事業者等への周知・相談受付を実施する支援施策活用窓口を設置することとしています。

事例 廃校校舎を菓子工場に転用し、約40人の雇用を創出（北海道）

福岡県福岡市^{ふくおかし}で菓子の製造を行う株式会社山口油屋福太郎^{やまぐちあぶらやふくたろう}では、せんべいの原料となるばれいしょの作付面積が減少する中、ばれいしょの安定的な調達が課題となっていました。

平成22（2010）年の不作でばれいしょの収穫量が大きく減少したことから、同社では、原料調達のため全国を奔走しました。その際、ばれいしょの産地である北海道^{しやりぐんこしみずちょう}斜里郡小清水町から、同町産ばれいしょの継続的な供給と、廃校予定の北陽^{ほくよう}小学校校舎の有効活用について、提案を受けました。

同社は、社内で事業規模の拡大を検討しており、また、原料を安定的に調達できる利点もあるということで、この提案を受け、小学校の校舎を工場に改築し、平成25（2013）年7月に菓子工場としてオープンしました。

この工場では、見学の受入れや商品の販売も行われており、地域に約40人の新たな雇用をもたらしました。

第2節 農業と多様な分野との連携

農業と教育・福祉分野との連携は、農業・農村に対する国民の理解を高めることや雇用等の場の創出として、また、農村で暮らす人々にとって、地域の魅力の再発見を促す機会となる取組として近年注目されています。

以下では、農業と教育・福祉分野との連携による取組について記述します。

(子供の宿泊体験の推進に向け、これまで178地域で支援を実施)

子供が農業を体験することや農村地域の人々と交流することは、将来の農業・農

村に対する国民の理解を深める上で重要です。

農林水産省、文部科学省、総務省では、平成20（2008）年度から「子ども農山漁村交

流プロジェクト」により、農山漁村における子供の宿泊体験を推進しており、農林水産省ではこれまでに全国で178の農山漁村地域の受入モデルに対して宿泊・体験施設の整備

や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を支援しています。

このプロジェクトでは、子供が農林漁家などに宿泊して、地域の人々と交流しながら、

豊かな自然や伝統、文化に触れるなど、農山漁村の生活や農林漁業等を実際に体験しま

す。この宿泊体験に、子供たちにとって食の大切さや農山漁村・農林漁業への理解を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育むなどの教育効果が、受入側の農林漁家にとっては、収入の増加、地域や集落の活性化、女性や高齢者の活躍の場の提供といった効果が期待されています。

事例 80を超える体験メニューで子どもたちを受入れ（石川県）

石川県鳳珠郡能登町^{ほうすぐんのとちょう}は能登半島の北部にあり、農業者の減少や高齢化により、地域農業や農村の維持に不安を抱えていました。

このような中、平成8（1996）年度に移住者を含む地域住民8人は、「春^{しゅんらん}蘭の里実行委員会」を設立し、農家民宿を活用した、農業体験と教育旅行の受入れに向けた取組を開始しました。

受入先となる農家民宿では、1日1客、輪島塗の膳を用いる、地元産の食材を使用し化学調味料を使用しない等のコンセプトの統一を図るとともに、農家民宿の外観を白壁・黒瓦に統一することで能登独特の景観を維持することとしました。また、田植や収穫、田舎料理作りなど80を超える体験メニューを準備することにより、平成8（1996）年度に1軒だった農家民宿は平成28（2016）年度時点で47軒にまで増え、取り組む集落も12集落まで拡大しました。

平成28（2016）年度には東京や大阪など都市部の9校の約1,800人を教育旅行として受入れており、これら学校の中には5年連続で訪問しているところもあります。

現在は、一般社団法人を設立して受入体制を強化し、教育旅行に限らず、観光誘客の取組拡大を図っています。これらの取組により、荒廃農地の解消や、若者の移住・定住にもつながっています。

（農福連携により障害者を農林漁業分野で雇用）

農業と福祉が連携した取組（農福連携）は、農業の面では労働力の確保や農業に対する理解の向上、福祉の面では障害者や生活困窮者の働く場、高齢者の生きがいづくりの場の創出など、農業と福祉の双方においてメリットがある取組です。

近年では、障害者就労施設が、障害者の就労場所の確保や就労訓練などを目的に、地域の荒廃農地等を借り受けて福祉農園を営む取組や、農業法人等が、障害者

就労施設等に農作業の委託を行ったり、個々の障害特性に応じて障害者を雇用する取組も進んでいます。

厚生労働省の調査によると、平成27（2015）年度に、ハローワークを通じた障害者の農林漁業分野への就職件数は平成20（2008）年度の約4倍の2,825件となっており、農林漁業分野における障害者の雇用が進んでいます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における農産物や畜産物の調達基

準では、障害者が主体的に携わって生産された農畜産物の使用が推奨されており、この

ような農畜産物がより多く調達できる適切な仕組みの検討が必要です。社会における障害者の活躍の機会創出が期待されている中、農林水産省では、農福連携推進セミナーや農福連携マルシェ等を開催し、農福連携の取組の紹介や障害者就労施設等で生産された農産物のPRを行うとともに、福祉農園の整備や農業技術取得のための専門家派遣等の支援を行っています。

今後とも、厚生労働省と連携しながら、農業法人等が障害者を受け入れるための環境整備や研修会の開催など、障害者の農業分野での活躍の場を確保するための支援を行い、農福連携を推進していきます。

事例 伝統野菜の生産維持に障害者が大きく貢献（長野県）

長野県しもいなぐんあなんちょうわごうちく下伊那郡阿南町和合地区の鈴ヶ沢すずがさわ集落は、5戸9人の小さな集落です。同集落では、古くから地域の伝統野菜の鈴ヶ沢なす、鈴ヶ沢うり、鈴ヶ沢南蛮が生産されていましたが、高齢化の進行と人口の減少により生産の維持が難しくなっていました。

このような中、長野県では、平成26（2014）年度に、「障がい者農業就労チャレンジ事業」*が始まり、本事業を受けて、阿南町の社会福祉法人「ひだまりの郷あなんあなんちょう（阿南町就労支援センター）」が鈴ヶ沢集落の農地で伝統野菜の生産に携わることになりました。

同集落では、障害者が年間60日程度、農作業に従事しており、平成28（2016）年の鈴ヶ沢なすの植付け株数約1,300本のうち、障害者が作業したものが約900本を占めるなど、伝統野菜の生産維持に大きく貢献しています。また、農作業を通じて、地域の様々な人々との関わりも生まれ、その中で障害者たちからは「自分が必要とされている」、「地域で生きていることを実感できる」といった喜びの声も聞かれています。

* 農業と障害者活動を結びつけ、農作業従事者の人員不足等を解消すべく マッチング等 の仲介役を支援する長野県の事業